

令和3年第1回鬼北町議会定例会

令和3年3月4日（木曜日）

○議事日程

令和3年3月4日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第33号 令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 議案第34号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第35号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第36号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第37号 令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第38号 令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第39号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第40号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第41号 令和2年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第42号 令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第43号 令和3年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第14 議案第44号 令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第15 議案第45号 令和3年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第46号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第47号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ

- いて
- 日程第 18 議案第 48 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- いて
- 日程第 19 議案第 49 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 50 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 51 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- いて
- 日程第 22 議案第 52 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 23 議案第 53 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 24 令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 33 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 4 議案第 34 号 令和 2 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 35 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 36 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 37 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 38 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 39 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 議案第 40 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 41 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- いて
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- いて

- 日程第 1 3 議案第 4 3 号 令和 3 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 令和 3 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算につい
て
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予
算について
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 2 4 令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書に
ついて

○出席議員（12名）

1 番 高 橋 聖 子	2 番 中 山 定 則
3 番 末 廣 啓	4 番 山 本 博 士
5 番 赤 松 俊 二	6 番 松 下 純 次
7 番 芝 照 雄	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 崎 保	1 2 番 渡 邊 眞 次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 佐 竹 誠 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町	長	兵頭誠亀	副町長	井上建司
総務財政課長	高田達也	企画振興課長	二宮浩	
町民生活課長	谷口浩司	保健介護課長	芝達雄	
環境保全課長	森明	日吉支所長	那須周造	
農林課長	松本秀治	建設課長	上田司	
水道課長	上田司	会計管理者	古谷忠志	
教育長	松浦秀樹	教育課長	渡邊甫	
農業委員会会長	川平定計	農業委員会事務局長	松本秀治	
選挙管理委員会委員長	谷口清美	代表監査委員	上甲康夫	

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、松下純次議員、7番、芝照雄議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第33号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第33号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明をいたします。

令和2年度の年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も、繰越しを予定している一部の事業を除いて、完了、または最後の仕上げの段階に入っており、

最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、物件費、補助費等を増減調整いたしますとともに、事業の確定及び完了に伴い、工事費等を減額いたしております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきましては、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

債務負担行為につきましては、事業の確定に伴い、限度額等を変更するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億6,630万円を減額し、予算の総額を97億6,400万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出予算から説明いたしますので、23ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっております。追加補正につきまして、主なものを説明させていただきます。

2款、1項、1目、一般管理費、18節、退職手当組合負担金2,606万7,000円は、一般職の退職に伴う退職手当組合負担金であります。

24ページ、2款、1項、5目、24節、公共施設整備管理基金積立金に、5,265万1,000円を計上するものです。

25ページ、2款、1項、6目、企画費、24節、ふるさとときほく未来基金積立金に1,266万7,000円を計上するものです。

26ページ、同項、16目、諸費、18節、宇和島地区広域事務組合負担金2,296万6,000円は、鬼北町負担額が確定したことから、所要額を追加補正するものです。

29ページ、3款、1項、5目、障害者福祉費、19節の介護給付訓練等給付費629万2,000円、社会参加促進事業費10万円につきましては、いずれも利用者等の増によるものです。

30ページ、3款、2項、2目、児童福祉施設費、14節、保育所施設整備工事請

負費1,820万円は、保育所ホール空調設備等を整備するものです。

31ページ、4款、1項、3目、予防費は、2,089万8,000円を増額補正するもので、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る経費を追加計上させていただいております。

32ページ、同項、7目、診療所特別会計繰出金1,398万2,000円を追加計上するもので、新型コロナウイルス感染症の影響による診療収入の減に対する繰出金です。

同項、8目、病院事業会計負担金6,000万円を追加計上するもので、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による診療収入の減に対する繰入金です。

33ページ、4款、衛生費は、決算見込みにより所要の補正をしております。

34ページ、5款、1項、3目、農業振興費、18節、担い手農家応援給付金300万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した農家に対する給付金です。

36ページ、6款、1項、2目、商工振興費、24節、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金270万円は、事業確定により追加補正をするものです。

37ページ、同項、3目、観光費、12節、AR観光プロモーション業務委託料500万円は、観光列車整備にあわせ実施予定の観光プロモーション事業を計上するものです。

38ページ、同項、6目、成川溪谷休養センター費、12節、成川溪谷休養休憩施設等指定管理委託料853万円は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業収入の減少分を補てんするものです。

13節、機器等借上料100万円、15節、原材料費100万円は、成川溪谷遊歩道等の整備に要する経費です。

7款、2項、1目、道路維持費、14節、道路補修工事請負費250万円は、町道成川線防護策工事施工に要する経費です。

39ページ、17節、機械器具費800万円は、道路作業等に使用するバックホー1台を更新するものです。21節、物件移転・立木補償費100万円は、町道成川線防護策施工に要する経費です。

同項、3目、14節、橋りょう修繕工事請負費1,279万円は、好藤橋補修工事を計上しております。

40ページ、7款、5項、1目、住宅管理費、10節、修繕料80万円は、町営住宅修繕に要する経費を追加計上しております。

8 款、消防費、9 款、教育費は、決算見込みにより所要の補正をしております。

10 款、災害復旧費についても事業の確定により所要の補正をしております。

次に、歳入予算について説明いたします。

11 ページをお開きください。

1 款、町税につきましては、決算見込みにより所要の補正を行うものです。

12 ページ、11 款、分担金及び負担金、12 款、使用料及び手数料につきましても、決算見込みにより所要の補正を行うものです。

13 ページ、13 款、国庫支出金から、18 ページの14 款、県支出金までは、国・県負担金及び補助金並びに委託金について、事業の確定に伴い、所要の補正を行っております。

なお、14 ページの13 款、2 項、3 目、衛生費国庫補助金、3 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,820 万円は、ワクチン接種に係る補助金です。

18 ページ、16 款、1 項、1 目、総務費寄附金、1 節、ふるさと納税寄附金900 万円は、寄附金の増を見込んでおります。

20 ページ、20 款、1 項、町債は、補正額を1 億980 万円減額するものです。主なものは、4 目、農林水産事業債、6 目、土木債、8 目、教育債で、決算見込みにより補正をしております。

次に、第2 条の繰越明許について説明いたします。

5 ページをお開きください。

第2 表の繰越明許費は、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越して使用できるものにするもので、29 事業、8 億276 万5,000 円を繰り越すものです。

次に、第3 条の債務負担の補正について説明いたします。

7 ページをご覧ください。

第3 表、債務負担補正は、事業の確定に伴い、期間及び限度額を変更するものであります。

次に、第4 条の地方債の補正について説明いたします。

8 ページをご覧ください。

第4 表の地方債の補正は、最初に追加計上いたします、8、減収補てん債、これは新型コロナウイルス感染拡大により、自治体が当初見込んでおりました税収額から大幅に減額した分を補てんするため、今年度に限り認められた地方債で、限度額1,4

00万円を見込んでおります。

起債の方法、利率、償還の方法については、御確認ください。

下表の変更につきましては、事業の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の方法及び利率、償還方法については、補正前と同じです。

次に、給与明細費について説明いたします。

47ページ、お聞きください。

1の特別職について説明いたします。比較の欄の説明とさせていただきます。

その他の特別職について職員149人、報酬で731万5,000円を減額するもので、これは40ページにあります8款、1項、1目、1節、消防団員報酬325万円の減、41ページ、9款、2項、1目、1節、非常勤講師報酬322万6,000円の減、これが主な要因となっております。

48ページ、2の一般職につきましても、給与費、共済費について、決算見込みにより所要の補正をしております。

49ページ、ア会計年度任用職員以外の職員について、職員につき2名の増員としておりますが、これは令和2年度に実施いたしました就職氷河期世代の採用により、職員採用試験を行い、2名を採用したことによるものです。

以降については、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（末廣 啓君）

減額になった部分について説明を願えたらと思います。

25ページ、2款、1項、6目、18節、移住住宅改修支援事業費と定住促進空き家リフォーム補助金、これ違いがどういう違いなのかということと、利用件数、減額になっておるんですが、利用件数はどれぐらいあったのか御説明願えたらと思います。

それと、29ページ、3款、1項、7目、19節、重度心身障害者医療費給付金が1,500万減った理由、減額になった理由をどういう理由なのかお聞きします。

それと、34ページの5款、1項、3目、18節の上から4段目の認定農業者経営発展支援事業費補助金、これが1,178万余り残った理由をお願いします。

それと、38ページの7款、1項、1目、18節の木造住宅耐震改修等事業費補助

金530万円、これ申請はどれぐらいあったのか、分かったらお願いします。

それと、最後に、45ページの9款、5項、1目、18節の学生合宿誘致推進事業補助金、それと、その下のスポーツ選手強化育成事業補助金150万と120万、合計270万減額になっております。これは申請がなかったということ、少なかったということなんでしょうか。

以上、説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、7目の企画分につきましては、企画振興課長、3款、民生費の関係につきましては、保健介護課長、5款、農林水産業の関係の補助金につきましては、農林課長、7款、1項、1目、建設土木費の中の住宅部分につきましては、建設課長、9款、教育費の部分につきましては、教育課長が順番にそれぞれ説明をさせます。失礼しました。3款、民生費の部分については、町民生活課長でございました。失礼いたしました。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、25ページの移住住宅改修支援事業費補助金と定住促進空き家リフォーム等補助金のまず違いというふうなことでございましたので、そちらのほうからお答えさせていただきます。

移住住宅改修事業補助金につきましては、町外から町内に移住をされる方に対して、空き家を利用される方なんですけども、空き家バンクに登録した分について、改修費とその方の引っ越し費用、それと空き家を所有されている方の荷物の撤去費用というものを補助金として出しております。

次に、定住促進空き家リフォーム補助金は、これは町内から町内に定住を目的として空き家を利用活用される方に対してでございます。ただし、条件がございまして、空き家を利用する場合、元の家が空き家にならないように、賃貸住宅であるとか、民間の持たれておる方、そういった方ではないと利用ができない、これが空き家リフォーム住宅でございます。

利用率でございますが、まず空き家活用定住のほうでございますけれども、令和2年度1月現在でございますけれども、家財の撤去が5件、引っ越し費用に使われた方が2件、改修が3件でございます。松山市から1件、宇和島市から2件の方が来られております。

次に、リフォーム等の補助金でございますけれども、家財の撤去が1件、引っ越しが1件、改修が2件、1月末現在でございます。

先ほど申しましたように、利用状況により最終的に残った分は減額させていただいております。

以上です。

○町民生活課長（谷口浩司君）

今ほどの末廣議員の重度心身障害者医療給付金についての御質問であります。利用者の減ということになっております。令和元年度におきましては、6,466件の御利用がございましたが、令和2年度の見込みで、5,962件ということで、504件の減を見込んでおります。

以上です。

○農林課長（松本秀治君）

34ページ、認定農業者経営発展支援事業費補助金の減額ですが、この事業につきましては、県の補助事業でありまして、各認定農業者の方から毎年農業機械等の要望を聞きまして、その要望があったものについては、県のほうに補助してほしいということで要望させていただいております。要望額のほうが、当初で1,892万5,000円ということでしたが、決算見込みが713万6,000円ということで、細かい件数、何件応募していただいているかということは、ちょっと今数字を持ってないんですが、そういった中で、県のほうからの採択があったもの、あと入札減ということがありまして、事業のほうで採択が減ということで、事業費のほうが減っております。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、38ページ、7款、1項、1目、18節、木造住宅耐震改修等事業費補助金の530万円の減額でございますが、本年度におきましては、申請がありませんでしたので、実績がゼロとなっております。

以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

それでは、45ページの9款、5項、1目、18節、学生合宿誘致推進事業費補助金及びスポーツ選手強化育成事業補助金でありますけども、これは今年度コロナウイルス感染拡大の影響で利用実績がなくて、減額したものであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

34ページ、5款、1項、3目、18節の中の担い手農家応援給付金300万円、これはコロナ対策という説明だったんですけど、もう少し詳しく内容をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

この事業につきましては、現在組んでおります新型コロナ対策の影響で売上げが減少した農家さんのほうに25万円限度額ということで予算を組んでおったのですが、それを15万円上げて40万円、限度額を40万円にしたということで300万円の増ということにいたしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○7番（芝 照雄君）

その対象者の農家の方なんですけど、担い手に登録しとる農家さんだけなのか、一般的にされよる農家さん、また三角ぼうしに出荷される農家さん、どういう方が対象なんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

対象者としましては、まず、町内に住所を有する方、町内で営農活動を行う方、町税を滞納してない方で、想定しておりますのが認定農業者、あと認定新規就農者、あと農業研修修了者を対象としております。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

説明は分かりましたけど、認定農業者とか、出荷されよる方の中でも、なかなか個人で、それこそ細々とやられるお年寄りの方、農家さんが、町内では大多数ではないかと思うんですけど、その方に対してのこういう補助金というのは、ちょっと未知数ではあるんですけど、何か手だてをする方法はないのか、それを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

これ当初、組むときに御説明をさせていただいたんですが、ある程度規模を持って、それを生業にしている農業者の方ということで対象としてさせていただいておりまして、細かく数千円とか、数万円とか、そういったものまで拾っていくというのは、なかなか難しいだろうということで、そういった農業を生業にしているような方々を対象ということで、事業のほうを組ませていただいたということでございます。

○町長（兵頭誠亀君）

質問には出てないんですけども、関連して申し上げますと、この担い手農家応援給付金の当初議決していただいた部分、25万円の部分、この部分をですね、あと商工業者についても49%以下、20%以上の部分の25万円、法人の50万円とかあったんですけども、この部分を、俗に言う7月、8月、9月頃についての御支援をさせていただいたんですけども、継続して、このコロナ対策という意味で、12月、1月の厳しさというものを考えますと、単年度を通して、再追加しての支援というものをするべきじゃないかというところで、商工業、また第1回目に選定をした農業の方々、先ほど課長から話がありました、農業を生業とした若い方々を中心にというところで支出をしたいというものでございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

5ページで繰越明許費の先ほど説明があったんですが、29事業、8億円余り。それで、10款の災害復旧費については分かるんですが、そのほかでも多くの事業を繰り越されてます。それで、簡単に繰越し理由の説明をいただきたいんですが、2款、1項の総務管理費の近永駅周辺賑わい創出事業、その下のマイナンバーカード等システム改修事業、5款の農林水産業費の農業基盤整備促進事業、それと6款、予土線観光列車改修負担金事業、この事業、最初の37ページで500万ほど補正予定になってますが、あわせて繰り越すんですかね、この予土線観光列車改修負担金事業、それ

と、その下のAR観光プロモーション事業、6ページに入って、8款、消防費の地域ヘリポート整備事業、以上について簡単に説明をいただきたいと思います。

それと、29ページ、3款、1項、2目の17節ですかね。備品購入費の機械器具費157万6,000円の減額理由。

それと、最後になるんですが、33ページ、4款、2項、1目、12節、委託料シルバー人材センター業務委託料48万の減額理由。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

繰越明許費は指摘のあった項目だけでよろしいですね。全部じゃなくて。

○2番（中山定則君）

繰越明許ですか。

○議長（渡邊眞次君）

はい。

○2番（中山定則君）

はい、今言ったところの分だけです。

○町長（兵頭誠亀君）

簡単にということでありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

繰越明許費の金額が8億になっているところの一番のポイントでありますけども、これは御承知のとおり、災害復旧費、この分については、内示があり、また年度繰越しができない、事故繰越しという部分がありまして、来年度に繰り越すと。それ以外のものの多くがコロナ感染部分として政府が1月に出しました、掲出としては12月に発表した1月から来年の3月までの15か月予算というところでコロナ対策をしっかりとやってほしいという話がありまして、その部分で1月に予算計上をし、議会でお認めいただいた部分の繰越し、これは継続して1月以降について3月、4月の会計年度の原則というものよりも、町民の方々のサービスといいますか、コロナ対策をしっかりとするという観点から、繰越しもやむを得んという状況で提案をさせていただく部分としての理由でございます。

その繰越明許費のできなかつた部分と、今ほど申し上げました理由で、事業が3月末までにできないということで、ここに計上をさせていただくとするところがあります。

3款の部分につきまして、これから各担当課長から説明をさせます。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、指摘のあった6つですね。繰越明許費。

○町長（兵頭誠亀君）

そちらは、私の説明で終わらせていただいております。

○議長（渡邊眞次君）

それで、よろしいですか。

○2番（中山定則君）

町長が言われるのは分かるんですが、当初予算についている分について、先ほど言いました、近永駅周辺賑わい創出事業とか、あと今言ったやつは、ほとんど当初予算についているんじゃないかと思うんですが、再度お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今から各担当課長から申し述べさせていただきますけども、当初に予算を組んだ部分につきましても、このコロナ禍の中で、それぞれ中身を再度検討し、形を変えてやる部分というものが大多数でありまして、そこは御理解いただきたいと思えます。

それでは、企画振興課長、保健介護課長、農林課長の順番に答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、はじめに、2款、1項の総務管理費、近永駅周辺賑わい創出事業の繰越し6,790万の内訳を申し上げます。

まず、これは今サテライト施設、ワーケーション施設を実施させていただいております。場所は旧赤松邸、それから旧長山歯科邸、この2か所を改修するという事で、1件当たり3,000万円、計の6,000万円ですね。これは承認いただいておりますというふうに思いますが、その工事費用と、あと設計監理委託料とは繰越しということを出させていただいております。

次に、6款、1項、予土線観光列車改修負担金事業でございますけど、これはJRの列車をラッピングするというふうなことで計画をさせていただいておりますけれども、現在コロナ禍の関係でデザイン等は出来上がりまして、JRと最終的なラッピングの協議をさせていただいております。その分の繰越しでございます。最終的には、7月、きずな博に併せて運行を開始するという事で、現在進めさせていただいております。

次に、AR観光プロモーション事業、これは携帯等を使いまして、携帯SNS発信というふうなことで、鬼王丸、そういったみきゃん、そういったものをQRコード、そういったもので読み込んで観光を誘致しようというふうな事業でございますけれども

も、これにつきましても、コロナ禍の中でなかなか協議ができないというふうな状況でございましたので、繰越しをさせていただいて発信をしていくというふうなことで、1,200万円の繰越しをさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

3項の戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード等システム改修事業につきましては、附票のリソースの事業が未確定であったために、来年度に事業を継続しないといけないということになりましたので、繰越しという形にしております。

それと、3款、2項、児童福祉費、保育所施設感染防止事業につきましては、先ほど町長が説明したとおり、コロナ対策の交付金がありまして、それにつきましては、保育所の空調設備について改修をしたいということで計上しておりまして、3月の補正に計上して、3月末までには、当然できませんので、次年度に繰り越して事業を完了するという形を取っております。

以上です。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、5ページの農業基盤整備促進事業であります。この事業につきましては、農道とか、水路等の整備をする事業でありまして、御案内のとおり、災害等でかなり事業者の方々も事業がなかなかできないということもありますが、町としましては、そういったことがあるからといって事業を要請をしないというんじゃなくて、なるべく事業を取っておいて、そこら辺については、新たに事業も進めていこうということで、手を挙げてやっておりますが、そういった中で、工事のほうはまだ回らないということで、繰越しということにさせていただいております。

以上です。

○総務財政課長（高田達也君）

消防費のヘリポート事業のほうでございますが、節安のグラウンドのほうにヘリポートの舗装をする計画でございましたが、埋立てのほうが年明けに完了をしたということで、今舗装いたしましても地盤が下がる可能性があるということで、事業を繰越しさせていただいたものです。

以上です。

○環境保全課長（森 明君）

33ページ、4款、2項、1目、12節、シルバー人材センター業務委託料ということで、48万円の減ということなんですけれども、これは廃棄物処理施設の補正に

関する草刈り等の経費ということで、当初計上させていただいたわけなんですけれども、うちの会計年度職員等によります草刈り等でそれで草刈りをいたしましたので、委託料とシルバーの人材センターへの委託につきましては、不要となったので減額するものであります。

以上であります。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、私のほうから、ページのほう戻りますが、29ページの3款、1項、3目、老人福祉費の17節、備品購入費の157万6,000円の減について御説明させていただきます。

この減の理由は、コロナの交付金事業を活用しまして、高齢者施設等へ手首、顔認証の検温計を配付する計画をしておりました。入札の実施に伴いまして、入札減となりましたので、その入札減の額を減額補正しております。

以上です。

○2番（中山定則君）

繰越明許費のほうの5款の農林水産業費、再度もう一度、農業基盤整備促進事業を繰り越した理由について、農道とか、水路の関係、申請がなかったのかどうなのか。ちょっとはっきり答弁が聞こえなかった部分もあるので、もう一度お願いをいたします。

それと、シルバー人材センター業務委託料、職員というか、会計年度任用職員で実施をしたということなんですけど、来年度予算を細かく見てないんですが、来年度予算には、このシルバーの人材センターには、業務委託料を計上しないのかということも含めて再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

農林基盤整備促進事業の3,500万円の分につきましては、当初から複数の集落からの農道等の要望が出ていた分について、当然やりたい部分もあったんですけども、災害復旧事業の入札を執行する中で、全部の執行をする中で、町内の業者さんのマンパワー不足というところがありまして、入札を執行しても辞退されるという状況が夏場に続いたわけでありまして、そういう状況の中で、この部分を先にやっつけますと、どうしても災害の部分、悩んでいらっしゃる方の原形復旧というか、遅れるという可能性もありますので、どうしても災害を先にしたかったとしてところがあって、この部分については、差し控えて、後に回すわけでありましてけれども、ただ課長が申し上げましたように、これを1回落としますと、その部分の事業部分が県下の指示分

として落ちてきますので、できればこの分をやらせていただきたい。また、来年度は来年度で違う部分の分がもしあれば、その分を執行したいというところで、予算を残して来年度に繰り越すというところでもありますので、御理解いただきたいと思います。

それから、シルバー人材センターの部分につきまして、もちろんシルバー人材センターの業務そのものを来年度からやってみようという気持ちで、65歳以上の方の新しい生きがい、ライフワークというものをお与えさせていただくというところでやっていく、その中で、何か所かの事業については、それぞれの業務の中で執行するのが容易であったという部分が予算が残ってくるということでもありますので、予算執行が必ずしも、予算計上が必ずしも一番いいということを年度内にそれを判断することが難しいと、やはりそこら辺りは御理解いただきたい。行政上、執行上の権限としてやらせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○5番（赤松俊二君）

40ページの8款、1項、1目、非常備消防費の1節、消防団員報酬団員減142名、この減の142名、かなりの団員さんが今年度退団されていると思われませんが、その要因、原因は何なのかお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

この減につきましては、当初予算につきましては、定数で組ませていただいております。それで、その差額といいますか、142人の差が出たということで御理解をいただきたいと思います。当初予算につきましては、条例定数で計上をさせていただき、なるべく団員を増やしたいということで計上をさせていただいておりますが、実数としてこの金額、142名の分が減であるということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありますか。

○4番（山本博士君）

25ページ、2款、1項、18節、プレミアム商品券なのですが、470万の減額となっております。その理由と今後の使い道について聞かせていただけたらと思います。

それと、35ページ、5款、2項、2目、7節、報償費ですかね。買上金115万の説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、6目、企画費の部分については、企画振興課長が、5款、2項、2目、林業振興費の部分については、農林課長が、それぞれ答弁させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

プレミアム商品券470万円の減額について御説明させていただいたらというふうに思います。

まず、プレミアム商品券につきましては、1次、2次合わせて2億7,000万円の予算計上をさせていただきました。最終的には、470万円の減額になったわけですが、2億7,000万円を1冊1万円でございますので、割りますと2万7,000冊になるところでございます。その2万7,000冊を段ボール箱54箱で来たわけなんですけれども、500冊入っております、最終的に検収をするというふうなことも必要なわけでございますけれども、ちょうど1週間前ございましたので、欠品、要は、20枚つづりが19枚であったりとか、そういったことも可能性がございます。また、印字ミス、そういったこともございます。また販売における誤差、そういったものを勘案した中で、1%、その分については、最初から残そうというふうなことで計画をさせていただいております。ですから540万円分は当初から販売をせずに残すというふうな計画で販売をさせていただきました。

最終的には、欠品が1冊しか出なかったわけですが、第2次販売時において、誤差が70万近く出ましたので、540万から70万を引きまして、470万が残額として残ったということで、御理解をいただけたらというふうに思います。当初から540万円の1%分については、残すということで販売をしたということでございます。

今後の件については、商品券をどうするかという今後の件でしょうか、それとも、この不用額をどう使うかということでしょうかね。不用額につきましては、当然第3

波の分につきまして、第3次のコロナの交付金が増えておりますので、そういった形の中であわせて使うというふうなことで考えております。

以上です。

○農林課長（松本秀治君）

35ページ、5款、2項、2目、買上金につきましては、これにつきましては、鹿、アナグマ、ハクビシン等の捕獲数が増えたということで、増額させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、よろしいですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

30ページ、3款、2項、2目、14節の工事請負費、保育所の空調じゃいうことだったんですけど、これの詳細をお願いします。

それと31ページ、4款、1項、3目、7節の報償費、この内訳をお願いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

いずれの案件もコロナ関係ということで申し上げておきます。

それでは、3款、2項、2目につきまして、町民生活課長が、4款、1項、3目、予防費につきましては、保健介護課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

今ほどの保育所の施設整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さくら保育所と小松保育所の空調設備について、コロナ対策ということで、空調の関係、ホールのところを改修するというございます。

以上です。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました4款、1項、3目、予防費の7節、報償費について御説明をさせていただきます。

こちらの報償費2,012万8,000円については、予防接種に係る集団接種の医

師、看護師、それから外部にお願いしておりますOBの保健師、看護師等に対する報償費を含んでおります。

以上です。

○10番（松浦 司君）

工事請負費の保育所の関係ですけど、小松保育所とさくら保育所の2件で、コロナ関係で空調を整備されるということですが、ほかの保育所は大丈夫なんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

御案内のとおり、令和5年度に向けて保育所の統廃合をいたします。その関係もございまして、小松とさくら保育所につきましては、令和5年度以降も入園をさせていただくという計画でございますので、ほかの施設につきましては、既存の施設でありますので、空調のほうは現在のままで利用をして、統廃合するところについては、コロナ対策交付金を使わせていただいて整備をするということでございます。

以上です。

○10番（松浦 司君）

私が今問いかけたのは、他の保育所の空調はそのままで大丈夫なんですかとお聞きしたので、その回答をお願いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

現在のところ、大丈夫だと聞いております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第34号、令和2年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第34号、令和2年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、文書作業費、一般会計繰出金について所要の額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正しております。

その結果、歳入歳出それぞれ278万7,000円を減額し、予算の総額を1,377万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会計管理者(古谷忠志君)

それでは、議案第34号、令和2年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を300万円減額し、補正後の額を560万3,000円とするものです。これは決算見込みにより17節、備品購入費を皆減するもの

です。

次に、2款、1項、1目、文書作業費を20万円増額し、補正後の額を729万6,000円とするものです。これは決算見込みにより10節、消耗品費を増額するものです。

3款、1項、1目、諸費につきましては、1万3,000円を増額し、補正後の額を77万2,000円とするものです。これは決算見込みにより27節、繰出金、一般会計繰出金を増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を315万2,000円減額し、補正後の額を630万円とするものです。これは決算見込みにより減額をするものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業収入を37万5,000円増額し、補正後の額を747万1,000円とするものです。これも決算見込みにより増額するものです。

3款、1項、1目、繰越金は、1万円を計上しておりましたが、今年度は繰越金がなかったため、皆減するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

全体といいますか、歳入歳出の金額で1,377万1,000円、年間であるんですけど、この中で、用品調達とか、事務用品なんかの調達先、町内の商店のところからの割合というのはどのぐらいありますか。

○町長（兵頭誠亀君）

会計管理者のほうから説明をさせます。

○会計管理者（古谷忠志君）

それは金額的なものでしょうか。それは、ちょっと今手持ちにはございませんので、あと休憩をさせていただいてよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

では、休憩します。

それでは再開を10時20分とします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（古谷忠志君）

先ほどの芝議員の御質問であります。購入につきましては、消耗品と印刷製本費がありますが、消耗品費で言いますと310万8,534円が全体の購入費で、そのうち町内は17万5,608円、率で言いますと5.6%、7社のうち1社が町内の業者となっております。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

購入されるというのには、多分年度初めとかに多分入札で行われると思うんですけど、町内業者が1社ということなので少ないので、5.6%ぐらいにとどまっておるんじゃないのかと思われまして、町長が就任後、言われておる町内業者の育成という観点からも、今後、もう少し町内の業者が参加できるような、こういう施策方法を考えておりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほど言われましたように、年度初めの入札というものが原則でありまして、どうしてもそれに落札をしてもらえなければ、町内業者の部分の率が減ってしまうのは、もう確かでございます。幾分正直言いますと悔しい部分もあるわけでありまして、その以外、特に1年間を通しますと、災害があり、また緊急部分があり、その部分は契約規則の中で、緊急の部分については、入札または見積りを取る必要がない、いとまはないという部分についての部分、法律、また条例の範囲内でやれる部分については、努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第34号、令和2年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第35号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保険事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、保険給付費等交付金、一般会計繰入金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ3,607万6,000円を減額し、予算の総額を13億9,264万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、議案第35号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から御説明いたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、2目、連合会負担金は、18節、負担金補助及び交付金を71万円減

額するものです。愛媛県国民健康保険団体連合会負担金の決算見込額によるものです。

2款、1項、2目、退職被保険者等療養給付費を175万円、同項、3目、一般被保険者療養費を220万円、2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費を2,500万円、同項、2目、退職被保険者等高額療養費を95万円、同項、3目、一般被保険者高額介護合算療養費を21万1,000円、それぞれに18節、負担金及び交付金を減額するもので、決算見込額によるものです。

次に、2款、4項、1目、出産育児一時金は、168万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、12節、委託料を78万6,000円減額するもので、特定健康診査委託料の減額によるものでございます。

6款、2項、1目、保健衛生普及費は、200万8,000円減額するもので、18節、負担金補助及び交付金を160万8,000円、20節、貸付金を40万円それぞれに決算見込みにより減額するものでございます。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を43万2,000円減額するもので、これは歳入歳出の決算見込みによるものでございます。

9款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金は、22節、償還金利子及び割引料を40万円増額するもので、これは国民健康保険税過誤納還付金に対応するためのものでございます。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、74万9,000円減額するもので、診療所運営費の決算見込みによるものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款、1項、1目、保険給付費等交付金は、3,086万円減額するもので、1節、普通交付金が3,011万1,000円、2節、特別調整交付金が74万9,000円それぞれ県補助金が減額されたことによるものでございます。

次に、5款、1項、1目、一般会計繰入金は、585万3,000円減額するもので、基盤安定化軽減分、職員給与費等の減額によるものです。

8款、1項、1目、災害臨時特例補助金は、63万4,000円皆増するもので、新型コロナウイルス感染症の影響で国民健康保険税の減免となった減収分に対する国庫補助でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

全体的なことの質問ですが、全体的に減額ということではありますが、これの主な要因、そして今後、国民健康保険税は今後どのような推移で行かれるのか、そういったことをお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

毎年この時期には、国保の勘定の部分については、年度当初に予定しておりました給付費等の部分での不用額というものを調整させていただいておりますので、今年に特化して大きい数字とは思っておりません。

それと、国民健康保険の保険税でありますけれども、これは御承知のとおり、今年度、平均して17%減額をいたしております。来年度の当初予算のときにもその状況を聞いたんですけれども、ある程度この部分で行けるということで、私も安堵したところがありますので、この状況がまだもう少ししばらく続けられるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

はい、了承です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第36号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第6、議案第36号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入、事業勘定繰入金等を減額補正し、他会計繰入金を増額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,105万円を減額し、予算の総額を1億9,192万6,000円とするものであります。

年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、議案第36号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、8ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、10節、需用費を5万円増額するもので、これは水道管が凍結で破損し、漏水したことにより水道料が増額したためでございます。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、8節、旅費を10万円減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により研修等が中止になったことによるものでございます。

2款、1項、1目、医療用機械器具費は、13節、使用料及び賃借料を50万円減

額するもので、在宅酸素使用料の減によるものです。

同項、2目、医療用消耗器材費は、11節、役務費を10万円減額するもので、クリーニング手数料が減ったことによるものでございます。

次に、同項、3目、医療品衛生材料費は、10節、需用費を1,000万円減額、同項、4目、医療用諸費、11節、役務費を40万円減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により患者が減ったことによる医薬材料費及び血液検査の件数が減少したことによるものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、7ページをご覧ください。

1款、1項、外来収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入を330万円、同項、2目、社会保険等診療報酬収入を120万円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を1,648万2,000円、同項、4目、一部負担金収入を300万円、同項、5目、その他の診療報酬収入を23万3,000円、それぞれ減額するもので、これは新型コロナウイルス感染症の影響により患者が減ったことによる外来収入の減額でございます。

次に、4款、1項、1目、他会計繰入金は、1,398万2,000円増額するもので、診療所の外来収入が減ったことにより一般会計から繰り入れるものでございます。

4款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金でございますが、診療所運営費が減少したことにより、74万9,000円減額するものでございます。

次に、6款、1項、1目、雑入は、3節、医療提供体制設備整備交付金を43万2,000円増額するもので、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際に、資格をオンラインで確認するための機器購入に対する交付金でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をいたしますので、3ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、年度内に事業が完了しない見込みのものについて、翌年度に繰り越して執行可能とするもので、診療所オンライン資格確認システム導入事業について繰越しを行うものでございます。

続きまして、地方債補正について説明をいたしますので、4ページをご覧ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際に、資格をオンラインで確認するための機器を購入する予算が、医療提供体制設備整備交付金で充当されるため、過疎対策事業債を60万円に減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第37号、令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費、施設管理費を減額補正といたしております。歳入につきましては、集落排水使用料等を増額補正するとともに、一般会計繰入金を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ826万1,000円を減額し、予算の総額を8,786万9,000円とするものであります。また、地方債補正につきましては、事業の

確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第37号、令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を47万6,000円減額し、補正後の額を859万4,000円とするものであります。内訳として12節、委託料を35万2,000円、14節、工事請負費を14万3,000円、それぞれ事業費確定により減額するものであります。18節、負担金補助及び交付金1万9,000円は、負担金確定により増額するものであります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を778万5,000円減額し、補正後の額を4,557万8,000円とするものであります。内訳として8節、旅費を5万7,000円、10節、需用費を398万円、11節、役務費を234万円、12節、委託料を115万8,000円、14節、工事請負費を20万円、15節、原材料費を5万円、それぞれ減額するものであります。旅費、需用費及び役務費につきましては、決算見込みにより減額するもの、委託料のうち、浄化槽管理、水質検査、公営企業会計業務委託料につきましては、入札執行及び実績等により減額するものであります。シルバー人材センター業務につきましては、草刈り等の経費が不要となったため、減額するものであります。工事請負費、原材料費につきましては、当初予定しておりました補修工事などが不要となったため、減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

2款、1項、1目、集落排水使用料は、過年度使用料の増により8万円を増額するものであります。

2款、2項、1目、集落排水手数料は、督促手数料の収入増により1万円を増額するものであります。

4款、1項、1目、一般会計繰入金は、855万1,000円を減額し、補正後の額を4,376万4,000円とするものであります。

6款、1項、1目、農業集落排水事業債は、事業費確定により、過疎債及び下水道

債をそれぞれ10万円増額するものであります。

続きまして、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきまして、1、過疎対策事業、2、農業集落排水事業のそれぞれの限度額170万円を、180万円とするものであります。

起債の補正、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第38号、令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第38号、令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費及び施設管理費において、減額補正するとともに、歳入につきましては、事業の確定及び完了に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,699万8,000円を減額し、予算の総額を5,947万9,000円とするものであります。また、地方債補正につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第38号、令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を1,267万7,000円減額し、補正後の額を2,189万7,000円とするものであります。10節、需用費は、決算見込みにより減額するもの、14節、工事請負費は、浄化槽設置数が当初予定の33基から21基になったことにより減額するものであります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を432万1,000円減額し、補正後の額を2,903万3,000円とするものであります。10節、需用費及び11節、役務費につきましては、決算見込みにより減額するもの、12節、委託料につきましては、入札執行及び実績等によりそれぞれ減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

1款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業費負担金を134万3,000円減額、及び2款、1項、1目、浄化槽使用料の現年度分85万1,000円を減額につきましては、決算見込みによるものであります。

3款、1項、1目、及び4款、1項、1目の補助金につきましては、工事費などによります施設整備費の減により、5款、1項、1目、一般会計繰入金は、主に役務費の手数料などによる施設管理費の減によりそれぞれ減額するものであります。

6款、1項、1目、繰越金は、前年度決算に基づき9,000円を減額するものであります。

7款、1項、1目、雑入の消費税還付金は、消費税の確定、申告確認に基づき27

万7,000円減額するものであります。

8款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業債は、当該事業費の減により、過疎債及び下水道債をそれぞれ290万減額するものであります。

続きまして、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきまして、2つの事業債の限度額690万円を400万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第39号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第39号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費ほぼ全般にわたって所要額を補正しております。また、歳入につきましては、介護給付費国・県負担金、介護給付費交付金、介護給付費一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ2,492万6,000円を減額し、予算の総額を16億4,446万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

議案第39号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

主なものを説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、介護保険関連例規整備支援業務委託料を計上したことにより、52万8,000円を増額補正するものです。

2款、1項、介護サービス等諸費、9ページに移りまして、同2項、介護予防サービス等諸費、同4項、高額介護サービス等費、同5項、高額医療合算介護サービス等費、10ページに移りまして、同6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、それぞれ要介護及び支援の方が、介護サービスを利用した場合に給付する保険給付費に対する費用を決算見込みの額により所要の額を補正しております。

3款、1項、1目、一般介護予防事業費につきましては、13万円を減額し、補正後の額を229万5,000円とするもので、コロナ禍による健康学級等の開催を中止したことにより減額補正するものです。

同2項、1目、包括的支援事業費につきましては、336万6,000円を減額し、補正後の額を3,557万1,000円とするもので、会計年度任用職員の欠員、不補充により減額補正するものです。

11ページに移りまして、同3項、1目、介護予防生活支援事業費は、800万円を減額し、補正後の額を4,210万円とするもので、決算見込みにより減額補正するものです。

同項、2目、介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、127万1,000円を減額し、補正後の額を234万2,000円とするもので、会計年度任用職員

の欠員不補充による人件費の減、決算見込みにより総合事業に係るケアプラン作成に係る12節、委託料を減額補正するものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の歳入補正につきましては、歳出の補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主な要因であります。

主なものを説明いたします。

1款、1項、1目、第1号被保険者保険料につきましては、16万8,000円を減額し、補正後の額を2億7,936万5,000円とするもので、決算見込みにより減額補正とするものです。

次に、4款、1項、国庫負担金、同2項、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

6ページに移りまして、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより減額補正するものであります。

次に、6款、1項、県負担金、同2項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額の補正をするものであります。

7ページに移りまして、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、152万5,000円を減額し、補正後の額を2億7,029万2,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正するものです。

8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、1,858万3,000円を増額し、補正後の額を2,154万1,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金から取崩しをするものです。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、12ページをお開きください。

比較の欄で説明させていただきます。

1、特別職の報酬額については、17万円の減額で、減の主な理由は、介護認定審査会委員の欠席により支出金額が減となったことによるものです。

13ページに移りまして、2、一般職。(1)総括の職員数については、1名の減。給料については、213万5,000円の減額。職員手当については、57万1,000円の減額。計270万6,000円の減額です。減の主な理由は、会計年度任用職員の欠員不補充によるものです。職員手当の内訳については、内訳表お目通しください。共済費については、43万8,000円の減額、合計314万4,000円の減額であります。

14ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第40号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第40号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ130万円を減額し、予算の総額を1億7,410万

1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、議案第40号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を130万円減額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金徴収実績分の決算見込額によるものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明をいたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、130万円減額するもので、その内訳は、被保険者の減による1節、現年度分特別徴収保険料を50万円、2節、現年度分普通徴収保険料を80万円、それぞれに決算見込みにより減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第41号、令和2年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第41号、令和2年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、配水及び給水費、資産減耗費、消費税等を増額補正いたしております。

この結果、収益的支出を702万4,000円増額し、収益的支出の予定額を3億3,944万9,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、工事請負費等を減額し、補正後の額を3億7,374万6,000円とし、収入につきましては、企業債、国庫補助金等を減額し、補正後の額を2億1,366万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第41号、令和2年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書に基づき説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費について44万6,000円を増額し、補正後の額を6,520万9,000円とするものであります。これは人事院勧告に伴い、人件費を調整したものです。

次に、2目、総係費について4万8,000円を増額し、補正後の額を2,043万7,000円とするものであります。これにつきましても、主に人事院勧告に伴い、人件費を調整したものであります。

7ページをお開きください。

3目、減価償却費について1万円を増額し、補正後の額を1億9,001万4,000円とするものであります。これは1節、有形固定資産減価償却費で、上水道施設の

構築物等に係る減価償却費の確定によるものです。

次に、4目、資産減耗費につきましては、270万円を増額し、補正後の額を375万円とするものであります。これにつきましては、日吉地区電気計装設備更新工事に伴う計装設備等の除却費、大藤浄水場ポンプ取替え工事に伴いますポンプ設備の除却費を計上しております。

2項、4目、消費税につきましては、400万円を増額し、補正後の額を1,600万円とするものであります。これは工事請負費等の支出減によりまして仮払い消費税が減ったことによる消費税の増額分を計上しております。

9ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1目、配水設備改良費について6,249万3,000円を減額し、補正後の額を1億6,324万3,000円とするものです。これにつきましては、日吉地区電気計装設備更新工事について実施設計を精査しました結果、設計額が減額となったことが主な原因となっております。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1項、1目、企業債、2項、1目、国庫補助金をそれぞれ3,320万円、2,915万8,000円減額し、補正後の額を1億2,130万円、1,134万2,000円とするものです。これにつきましては、日吉地区電気計装設備更新工事等の工事請負費減による減額分を計上しております。

続きまして、10ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和2年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。第3条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。第4条につきましては、企業債の限度額について補正をしております。第5条といたしましては、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものでございます。第6条につきましては、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものであります。

次に、給与明細書について説明いたしますので、11ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。比較の欄の合計で説明させていただきます。

職員数については、増減がございません。給料については、増減がございません。手当について13万8,000円の増で、内訳につきましては、下段、職員手当の内訳のとおりでございますので、お目通しのほうをお願いいたします。法定福利費につきましては、13万3,000円の増で、合計27万1,000円の増額となっております。

次に、14ページの給料及び職員手当の増減の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、令和2年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第42号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第42号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、医業費用を減額補正するものがあります。また、収入につきましては、医業収益を減額補正するとともに、医業外収益を増額補正といたしております。

この結果、収益的支出を2,354万3,000円減額し、収益的支出の予定額を9億7,670万3,000円とするとともに、収益的収入を3,959万5,000円減額し、収益的収入の予定額を9億3,658万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、議案第42号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、7,570万1,000円を減額し、3億4,185万9,000円とするものであります。減となった主な要因は、人口の減等による入院患者の減によるものです。

同2目、外来収益2,389万4,000円を減額し、2億28万1,000円とするものであります。減の主な要因は、コロナ禍により薬の長期投与による来院回数の減や、日常化している感染症予防対策であるマスク着用による風邪、インフルエンザ感染者等の患者の減によるものです。

同2項、2目、他会計負担金につきましては、6,000万円を増額し、一般会計負担金を2億3,437万円とするものであります。これは先ほど説明しました入院外来収入の減により企業会計の運転資金のため、一般会計からの繰入金で補うためのものです。

次に、支出について説明いたします。

1款、1項、2目、経費につきましては、2,354万3,000円を減額し、7億4,921万5,000円とするものであります。内訳は、11節のうち、健康保険等診療報酬交付金9,959万5,000円の減につきましては、指定管理者へ交付する

ものでありますが、病院事業収益が減となったことによるものであります。運営交付金については、7,605万2,000円の増額となっております。

6ページに移りまして、資本的収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債につきましては、100万円を減額し、補正後の額を1,060万円とするものであります。減の主な理由は、医療機器整備に係る国庫補助金が増額となったことによるものです。

同3項、1目、補助金につきましては、100万円を増額し、補正後の額を201万円とするものであります。増の理由は、補助率が2分の1から全額補助となったことによるものです。

続きまして、7ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容により、令和2年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。令和2年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページに移りまして、次に4条であります。令和2年度鬼北町病院事業会計予算の第4条に定めた資本的収入の予定額を補正するものであります。

次に、5条であります。令和2年度鬼北町病院事業会計予算、第4条で定めた企業債について、事業の確定に伴い限度額を補正するものであります。

起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前に同じです。

3ページ及び4ページの補正予算実施計画については、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第42号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第23、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第23、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件を一括議題とし、提案理由の説明を受けた後、総括質疑とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

令和3年度当初予算の提案に当たりまして、日程第13、議案第43号から日程第23、議案第53号までの令和3年度一般会計、及び特別会計、並びに企業会計につきまして、基本的な予算編成の考え方について説明いたします。

平成3年度当初予算につきましては、4月11日に町長選挙を控えております関係上、予算編成に当たりましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費、毎年度継続的に発生する経常的な経費、補助採択予定の補助事業に係る経費、並びに投資的経費や補助金など政策的なものでありまして、住民の皆さんの生活、安全確保、各

種団体の活動等に支障を及ぼさないように、年度当初に措置をする必要があると判断いたしました経費などを基本として計上いたしております。

今後の追加財政需要に必要な財源にも配意しつつ、特定財源や地方債等を効果的に活用するなど、必要な財源対策を図ったところであります。

また、特別会計につきましては、骨格予算にいたしますと、事務事業執行上に問題が生じる可能性がありますので、継続事業である投資的経費を含めまして、今回、当初予算として年間予算の計上を行ったところであります。

なお、新規事業などの政策的な予算につきましては、町長選挙後、6月の定例会に提案させていただくことになると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

令和3年度予算のうち、一般会計につきましては総務財政課長が、特別会計及び企業会計につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、お手元にお配りしております令和3年度予算の概要、A3判になります。こちらのほうで説明をさせていただきます。

1 ページの令和3年度当初予算総括表の一般会計の行をご覧ください。

令和3年度の一般会計当初予算の総額Aの欄ですが、69億8,900万円で、令和2年度当初予算と比較すると、3,600万円、率にして0.5%の減となっております。

歳出について説明いたします。

4 ページをご覧ください。

一般会計予算の目的別内訳をご覧ください。

説明は、令和3年度の当初予算額、増減、増減率について、各項目別に、各項目別に説明させていただきます。

各項目の詳細につきましては、予算委員会で説明いたしますので、主な内容について説明させていただきます。

1 款、1 項、議会費、予算額6,421万3,000円、前年度比26万1,000円、0.4%の増です。この項は、議会活動に係る経費を計上しています。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、予算額11億8,036万2,000円、前年度比1億653万7,000円、8.3%の減です。減となりました主な要因は、情報通信基盤整備事業、非常用電源設備工事の減等によるものです。この項は、主に町長、

副町長、企画振興課、総務財政課、日吉支所、出納室職員の人件費及び総務管理に係る経常的な経費、並びに宇和島地区広域事務組合負担金等を計上しております。

2項、徴税費、予算額7,525万円、前年度比300万5,000円、3.8%の減です。この項は、町民生活課税務事務に従事する職員の人件費及び経常的な経費並びに賦課徴収に係る経費を計上しております。

3項、戸籍住民基本台帳費、予算額3,843万円、前年度比398万7,000円、9.4%の減です。減の要因といたしましては、電算システム改修、戸籍システムになりますが、費用の減によるものです。この項は、町民生活課戸籍部門職員の人件費及び経常的な経費を計上しております。

4項、選挙費、予算額4,365万9,000円、前年度比3,300万7,000円、309.9%の増です。増の要因は、町長、町議会選挙費、衆議院議員選挙費の計上によるものです。この項は、選挙管理委員会職員の人件費、並びに選挙に係る経費を計上しております。

5項、統計調査費、予算額69万3,000円、前年度比583万7,000円、89.4%の減です。減の要因は、国勢調査経費の減によるものです。この項は、基幹統計調査に係る経費を計上しております。

6項、監査委員費、予算額130万5,000円。前年度並みです。この項は、監査委員活動に係る経費を計上しております。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、予算額12億5,502万6,000円、前年度比583万2,000円、0.5%の増です。この項は、町民生活課年金部門、保健部門を除いた保健介護課職員の人件費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金、老人福祉、障害者福祉に係る経費、並びに後期高齢者医療費対策に係る経費などを計上しております。

2項、児童福祉費、予算額5億5,188万3,000円、前年度比1,765万9,000円、3.1%の減です。この項は、町民生活課児童福祉部門職員の人件費、保育所運営に係る経費、児童手当等を計上しております。

3項、災害救助費については、座の設定です。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、予算額6億2,417万円、前年度比8,037万8,000円、14.8%の増です。増の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増によるものです。この項は、保健介護課保健部門の職員の人件費、健康診断等健康づくり推進費、予防接種委託料、診療所特別会計繰出金、病院事業会計負担金及び補助金、水道事業会計負担金及び補助金など、保健衛生に係る経費を計上してお

ります。

2項、清掃費、予算額1億8,816万円、前年度比524万円、2.7%の減です。この項では、じん芥処理費及びし尿処理運搬業務委託料などを計上しております。

5款、農林費、1項、農業費、予算額3億7,972万5,000円、前年度比4,727万6,000円、11.1%の減です。減の要因は、農業基盤整備促進事業の終了などによるものです。この項は、農業委員会及び農林課農政部門職員の人件費、農業振興に係る経費及び農業集落排水事業特別会計に係る経費などを計上しております。

2項、林業費、予算額1億7,544万2,000円、前年度比5,086万4,000円、22.5%の減です。減の要因は、林地保全促進事業の減などによるものです。この項は、農林課林業部門職員の人件費、大規模林道開設事業負担金など、林業振興に係る経費、林道開設に係る経費などを計上しております。

3項、水産業費、予算額96万8,000円、前年度と同額です。

6款、商工費、1項、商工費、予算額1億895万円、前年度比1,302万円、10.7%の減です。減の要因は、予土線観光列車改修負担金などの減によるものです。この項は、企画振興課商工観光部門職員の人件費、商工会等支援補助金など、商工振興に係る経費及び節安ふれあいの森費など、観光促進に係る経費を計上しております。

7款、土木費、1項、土木管理費、予算額6,516万2,000円、前年度比920万5,000円、16.5%の増です。この項は、主に建設課職員の人件費及び土木総務に係る経常的な経費を計上しております。

2項、道路橋りょう費、予算額3億800万8,000円、前年度比1億1,773万3,000円、61.9%の増です。増の要因は、橋りょう新設改良事業費の増によるものです。この項は、道路舗装班の経費、橋りょう維持等に係る経費などを計上しております。

3項、河川費、予算額6,066万7,000円、前年度費483万2,000円、7.4%の減です。この項は、がけ崩れ防災対策事業など、砂防に係る経費を主に計上しております。

4項、都市計画費、予算額2,819万1,000円、前年度比2億1,372万9,000円、88.3%の減です。減の要因は、鬼北総合公園空調設備完了によるものです。この項は、都市計画に係る経費を計上しております。

5項、住宅費、予算額1,697万4,000円、前年度比6,602万3,000円、79.5%の減です。減の要因は、町営住宅栄町団地整備工事完了によるものです。

この項は、町営住宅管理に係る経費などを計上しております。

8 款、消防費、1 項、消防費、予算額 7,362 万 7,000 円、前年度比 2,010 万 9,000 円、21.5%の減です。減の要因は、消防積載車整備等に係る経費の減です。この項は、消防団活動に係る経費などを計上しております。

9 款、教育費、1 項、教育総務費、予算額 7,974 万 9,000 円、前年度比 198 万 4,000 円、2.4%の減です。この項は、教育長及び学校教育課学校教育係の職員の人件費及び外国語指導助手報酬、国際交流事業などに係る経費を計上しております。

2 項、小学校費、予算額 1 億 379 万 8,000 円、前年度比 4,231 万 4,000 円、29%の減です。主な要因は、ICT機器等借上料の減によるものです。この項は、小学校の管理及び教育振興に係る経費を計上しております。

3 項、中学校費、予算額 1 億 215 万 7,000 円、前年度比 3,391 万 4,000 円、49.7%の増です。増の要因は、広見中学校改修事業の増によるものです。この項は、中学校の管理費及び教育振興に係る経費を計上しております。

4 項、社会教育費、予算額 3 億 5,989 万円、前年度比 1 億 3,745 万 1,000 円、61.8%の増です。増の要因は、史跡等保存整備事業の増によるものです。この項は、社会教育公民館部門職員の人件費、社会教育に係る経常的な経費を計上しております。

5 項、保健体育費、予算額 7,677 万 3,000 円、前年度比 856 万 2,000 万円、10%の減です。この項は、社会体育推進に係る経常的な経費、給食センター費及び海洋センターに係る経費などを計上しております。

10 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費、予算額 121 万 2,000 円、前年度比 402 万 5,000 円、76.9%の減です。減の要因は、平成 30 年 7 月豪雨災害復旧費の減によるものです。

2 項、公共土木施設災害復旧費、予算額 3,647 万円、前年度比 401 万 4,000 円、9.9%の減です。減の要因は、平成 30 年 7 月豪雨災害に係る経費の減によるものです。

11 款、公債費、1 項、公債費、予算額 9 億 4,802 万 8,000 円、前年度比 1 億 4,520 万 3,000 円、18.1%の増です。増の要因といたしましては、広域事務組合熱回収施設負担金の元金償還が開始したことによるものです。

12 款、1 項、諸支出金については、座の設定です。

13 款、1 項、予備費として 4,000 万円を計上するものです。

なお、本日、お配りしました資料6といたしまして、一般会計予算の特徴として説明欄に前年度との主な増減を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、歳入について説明いたします。

3ページをお開きください。

1款、町税、予算額8億8,050万6,000円、前年度比3,342万5,000円、3.7%の減を見込んでおります。

2款、地方譲与税から9款、地方特例交付金までは、国の地方財政計画に基づき計上をしております。

10款、地方交付税、予算額35億2,000万円、前年度比9,000万円、2.6%の増を見込んでおります。

11款、交通安全対策特別交付金、予算額100万円につきましても、地方財政計画に基づき計上をしております。

12款、分担金及び負担金、予算額4,038万9,000円、前年度比1,004万2,000円、19.9%の減です。減の要因は、農林水産事業分担金の減によるものです。

13款、使用料及び手数料、1億4,597万9,000円、前年度比260万3,000円、1.8%の減です。

14款、国庫支出金、予算額5億9,955万5,000円、前年度比1億2,047万9,000円、25.1%の増です。増の要因は、道路メンテナンス事業国庫補助金の増によるものです。

15款、県支出金、予算額4億4,997万円、前年度比20万2,000円の増、前年度並みでございます。

16款、財産収入、予算額2,348万8,000円、前年度比50万9,000円、前年度並みです。

17款、寄附金、予算額6,030万円、前年度比985万円、19.5%の増。ふるさと納税寄附金の増を見込んでおります。

18款、繰入金、予算額2億1,527万円、前年度比5,350万4,000円、19.9%の減、減の要因といたしましては、財政調整基金繰入金の減によるものです。

19款、繰越金、予算額10万円は座の設定です。

20款、諸収入、予算額9,968万9,000円、前年度比768万6,000円、7.2%の減。

21款、町債、予算額6億3,503万5,000円、前年度比1億4,546万1,000円、18.6%の減です。減の要因は、鬼北総合公園整備事業債の減によるものです。

以下、一般会計予算性質別構成等については、お目通しいただきたいと思います。

以上で令和3年度鬼北町一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第44号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算について御説明いたします。

予算書第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、用品調達費は、各課で共通して使用する事務用品等の購入費であり、922万円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業費は、コピー用紙、インクなどの消耗品、本庁及び出先の印刷機器等の借上料であり、736万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、諸費は、本会計の収益金として一般会計へ繰り出すものであり、45万6,000円を計上しております。

4款、1項、予備費については、10万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、前の1ページにお戻りください。

1款、1項、用品調達収入は、購入物品の販売収入976万6,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業収入は、コピー印刷代による収入736万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、繰越金は、座の設定として1万円を計上しております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1,714万2,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長（上田 司君）

それでは、議案第45号、令和3年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、事務費は、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金の貸付金回収

に要する費用等でございます。15万3,000円を計上するものでございます。

2款、1項、公債費は、長期債の元金利子の償還金で、33万7,000円を計上するものでございます。

3款、1項、繰出金は、一般会計への繰出金で、122万4,000円を計上するものです。

4款、1項、予備費は、5万円を計上いたしております。

次に、歳入について説明いたしますので、1ページをお開きください。

1款、1項、県補助金につきましては、貸付金の徴収事務等に対する補助金で、6万9,000円を計上しております。

2款、1項、繰越金は、前年度繰越金で10万円を計上しております。

3款、1項、貸付金元利収入は、住宅新築資金等の貸付金元利収入で、159万円を計上するものでございます。

2項、雑入は、5,000円を計上しております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに176万4,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、議案第46号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から御説明をいたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、人件費や運営費などの事務的経費で、2,795万9,000円を計上するものです。

同款、2項、徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として21万3,000円を、同款、3項、運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の開催等に係る経費として23万9,000円を計上するものです。

2款、1項、療養諸費は、被保険者の医療費審査支払手数料等の経費で、8億8,462万9,000円を計上いたします。

同款、2項、高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に支払われるもので、1億4,473万6,000円を計上するものでございます。

同款、3項、移送費12万円は、座の設定であります。

同款、4項、出産育児諸費は、出産育児一時金294万円を、同款、5項、葬祭諸

費は、45万円を計上するものでございます。

次に、3款、1項、医療給付費分、同款、2項、後期高齢者支援金等分、同款、3項、介護納付金分は、愛媛県に支払う納付金で、総額2億8,120万8,000円を計上するものでございます。

4款、1項、共同事業拠出金に1,000円を、5款、1項、財務安定化基金拠出金に10万円を、それぞれ座の設定として計上するものです。

6款、1項、特定健康診査等事業費は、40歳以上の特定健康診査に要する経費で、1,455万円を計上するものです。

6款、2項、保健事業費は、レセプト点検業務及びがん検診事業等の保健活動に係る経費で、822万8,000円を計上いたします。

7款、1項、基金積立金は、財政調整基金へ利子相当額を積み立てるもので、6万1,000円を、8款、1項、公債費は、一時借入金利子1万円をそれぞれに座の設定として計上いたします。

9款、1項、償還金及び還付加算金は、被保険者に還付する保険料及び還付加算金として170万6,000円を、同款、2項、直営診療所勘定繰出金は、へき地診療所の運営に対する国の交付金を国保特別会計を通して診療所特別会計へ繰り出すもので、1,884万1,000円を計上するものでございます。

10款、1項は、予備費として200万円を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1款、1項、国民健康保険税は、被保険者から徴収する保険税で、1億8,678万8,000円を計上するものでございます。

2款、1項、手数料は、国民健康保険税の督促手数料として10万円を計上いたします。

3款、1項、国庫補助金は、災害臨時特例補助金として1,000円を計上するもので、座の設定でございます。

4款、1項、県補助金は、保険給付費に充てる普通交付金及び国保診療所の運営費に充てる特別交付金等、総額10億8,388万9,000円を、同款、2項、財政安定化基金交付金は、座の設定として10万円を計上いたします。

5款、1項、財政運用収入は、財政調整基金の運用利子分でございます。6万1,000円を計上いたします。

6款、1項、他会計繰入金は、人件費及び保険税の軽減分等に係る一般会計からの繰入金で、1億1,759万7,000円を計上するものです。

7 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金で座の設定として 20 万円を計上しております。

8 款、1 項、延滞金・加算金及び過料は、135 万 4,000 円を、同款、2 項、受託事業収入は座の設定として 10 万円を、同款、3 項、雑入は、主に交通事故等の損害賠償等の収入を 212 万 1,000 円を計上するものでございます。

以上、歳入合計、歳出合計ともに 13 億 9,231 万 1,000 円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 47 号、令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について御説明をいたします。

第 1 表、歳入歳出予算の歳出から御説明いたしますので、2 ページをご覧ください。

1 款、1 項、施設管理費は、診療所職員の人件費等の事務費で、9,388 万円を、同款、2 項、研究研修費は、医師、看護師の研修費用として 38 万 4,000 円を計上いたします。

2 款、1 項、医業費は、主に医療用機械器具費、薬品等の衛生材料費で、9,034 万 8,000 円計上いたします。

3 款、1 項、施設整備費は、診療所及び医師住宅の維持管理に係る経費で、70 万円計上するものです。

4 款、1 項、公債費は、長期債の償還金で 44 万 2,000 円を、5 款、1 項は予備費として 100 万円を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明をいたしますので、1 ページをご覧ください。

1 款、1 項、外来収入は、診療報酬等の収入で、1 億 2,221 万 2,000 円を、同款、2 項、その他の診療収入は、検査収入等の収入で、618 万円を計上するものです。

2 款、1 項、使用料は、往診時の自動車使用料として 22 万 8,000 円を、同款、2 項、手数料は、診断書等の文書料として 74 万 8,000 円を計上するものです。

4 款、1 項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、3,822 万円を、同款、2 項、事業勘定繰入金は、へき地診療の運営費交付金として国民健康保険特別会計から繰り入れるもので、1,884 万 1,000 円を計上いたします。

5 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金として座の設定で 10 万円を、6 款、1 項、雑入は、休日当番医の謝礼等の収入で、22 万 4,000 円をそれぞれ計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億8,675万4,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○環境保全課長（森 明君）

続きまして、議案第48号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、施設整備費は、補助事業を活用し、新田川口地区の施設整備に係る経費としまして6,300万円を計上するものであります。

2款、1項、施設管理費は、6地区施設の管理に係る経費として4,845万9,000円を計上するものであります。

3款、1項、公債費は、長期債の元金及び利子で、3,158万3,000円を計上するものであります。

4款、1項、予備費は、200万円を計上するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

1ページをお開きください。

1款、1項、負担金は、新規加入者負担金で、座の設定として1,000円を計上するものであります。

2款、1項、使用料は、施設の使用料として3,454万4,000円を、2項、手数料は、督促手数料として1万円計上するものであります。

3款、1項、国庫補助金3,135万円及び4款、1項、県補助金627万円は、施設整備に係る補助金であります。

5款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、4,541万7,000円を計上するものであります。

6款、1項、繰越金は、前年度繰越金として5万円を計上するものであります。

7款、1項、町債は、3つの事業債の合計額として2,740万円を計上するものであります。

歳入合計、歳出合計ともに1億4,504万2,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第49号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

この会計につきましては、鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計から名称変更となったものであります。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、施設整備費は、公共浄化槽の整備に係る経費として、3,380万8,000円を計上するもので、33基分の事業予算を見込んでおります。

2款、1項、施設管理費は、公共浄化槽の保守点検及び維持管理に係る経費で、3,543万9,000円を計上するものであります。

3款、1項、公債費は、長期債費の元金及び利子で、954万7,000円を計上するものであります。

4款、1項、予備費は、20万円を計上するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

1ページをお開きください。

1款、1項、分担金は、当該事業に係る受益者負担金282万5,000円を計上するものであります。これは設置予定33基分の分担金を予定しております。

2款、1項、使用料は、公共浄化槽使用料として2,617万2,000円を、2項、手数料は、督促手数料として1万円を計上するものであります。

3款、1項、国庫補助金953万1,000円、及び4款、1項、県補助金254万3,000円は、当該事業に係る補助金であります。

5款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、2,141万8,000円を計上するものであります。

6款、1項、繰越金は、前年度繰越金として3万円を計上するものであります。

7款、1項、雑入は、消費税還付金及び還付加算金で、46万5,000円を計上するものであります。

8款、1項、町債は、3つの事業債の合計といたしまして、1,600万円を計上するものであります。

歳入合計、歳出合計ともに7,899万4,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

議案第50号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳出のほうから説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護保険事業運営に係る経費1,554万5,000円を、2項、徴収費につきましては、賦課徴収に係る経常的経費として52万3,000円を、3項、介護認定審

査会費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護認定審査会及び認定調査に係る費用として2,263万3,000円を、4項、趣旨普及費につきましては、介護保険制度啓発経費として66万5,000円を、5項、運営協議会費につきましては、運営協議会等に係る経費として12万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に係る居宅介護、施設介護等のサービス給付費として13億7,155万6,000円を、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス給付費として4,490万4,000円を、3項、その他諸費につきましては、審査支払い及び共同処理等手数料として188万4,000円を、4項、高額介護サービス等費につきましては、高額介護及び高額介護予防サービス費として3,245万1,000円を、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療高額介護合算制度に係る経費として402万円を、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者に対する居住費、食費の保険給付費として5,542万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3款、1項、一般介護予防事業費として243万1,000円を、2項、包括的支援任意事業費につきましては、職員の人件費のほか、家族介護支援事業等に係る経費として3,934万5,000円を、3項、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防の居宅サービス等保険給付費に係る経費として4,746万9,000円を計上しております。4項、その他諸費につきましては、審査支払手数料として17万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4款、1項、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子の積立金として7万5,000円を計上いたしております。

4ページに移りまして、5款、1項、償還金及び還付加算金につきましては、40万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、予備費につきましては、2,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻りください。

1款、1項、介護保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料として2億5,769万円を計上いたしております。

次に、2款、1項、負担金につきましては、認定審査会共同設置負担金及び介護予防サービス等諸費負担金として271万5,000円を計上するものです。

次に、3款、1項、手数料につきましては、介護保険料に係る督促手数料として3万1,000円を計上いたしております。

次に、4款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費国庫負担金として2億7,559万6,000円を、2項、国庫補助金につきましては、介護保険調整交付金及び地域支援事業費国庫負担金として1億6,496万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費交付金として4億2,123万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、県負担金につきましては、保険給付等に係る介護給付費県負担金として2億1,516万7,000円を、2項、県補助金につきましては、地域支援事業費県補助金として1,189万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款、1項、財産運用収入につきましては、介護給付費準備基金利子として7万5,000円を計上いたしております。

次に、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費一般会計繰入金、事務費一般会計繰入金等として2億7,484万1,000円を計上いたしております。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等準備基金繰入金として4,038万3,000円を計上いたしております。

次に、9款、1項、繰越金につきましては、座の設定として1,000円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

10款、1項、延滞金・加算金及び過料につきましては、2万1,000円を、2項、雑入につきましては、7,000円をそれぞれ計上いたしております。いずれも座の設定としております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに16億6,461万7,000円を計上するものがあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、議案第51号、令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明をいたします。

はじめに、第1表、歳入歳出予算の歳出から御説明いたしますので、2ページをご覧ください。

1款、1項、1目、総務管理費は、人件費などの事務的経費で、470万8,000

0円計上するものです。

同款、2項、徴収費は、保険料徴収に係る経費で、8万3,000円を計上いたします。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、1億7,018万2,000円を計上するもので、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、30万1,000円を計上するもので、これは過年度保険料の過誤納等が生じた場合に還付するものでございます。

4款、1項、予備費は、10万円を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収する保険料として1億140万円を計上するものです。

2款、1項、手数料は、督促手数料2万円を計上いたします。

3款、1項、一般会計繰入金は、事務費及び保険料軽減分の町負担分として7,364万9,000円を計上いたします。

4款、1項、繰越金は、1,000円を計上しており、座の設定でございます。

5款、1項、延滞金・加算金及び過料は、座の設定として2,000円を、同款、2項、償還金及び還付加算金は、広域連合に支払った保険料の還付金等を30万1,000円を、同款、3項、雑入は、座の設定として1,000円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計とも1億7,537万4,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

議案第52号、令和3年度鬼北町水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、水道事業収益の予定額を4億1,624万7,000円とするものです。

第1項、営業収益は、主に水道料金でありまして、2億7,986万4,000円を計上しております。

第2項、営業外収益1億3,636万8,000円につきましては、一般会計からの補助金等を計上するものであります。

第3項、特別利益は、1万5,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款、水道事業費用の予定額を3億3,638万5,000円とするものです。

第1項、営業費用は、水道施設の管理等に要する経費といたしまして2億7,571万2,000円を計上しております。

第2項、営業外費用5,947万3,000円につきましては、企業債の支払い利息等を計上するものでございます。

第3項、特別損失は20万円、第4項、予備費は、100万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を1億5,202万2,000円とするものです。

第1項、企業債は、7,100万円を計上しております。

第3項、県支出金の1万円につきましては、座の設定でございます。

第4項、他会計負担金8,000万円につきましては、一般会計からの負担金を計上するものでございます。

第5項、工事負担金は、施設加入負担金といたしまして、101万2,000円を計上しております。

続きまして、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を3億2,340万7,000円とするものです。

第1項、建設改良費は、水道施設の整備に要する経費といたしまして、1億1,613万3,000円を計上しております。うち委託料には、鬼北町上水道施設電気計装設備設計委託料3,815万円を含みました5,215万円を計上しております。

第2項、企業債償還金につきましては、2億727万4,000円を計上するものでございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額1億7,138万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

本会議では、第3条及び第4条についての説明とさせていただきます。

まず、第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありま

して、収入につきましては、第1款、病院事業収益の予定額を9億8,918万6,000円とするものであります。

第1項、医業収益6億4,523万6,000円につきましては、主に入院収益と外来収益を計上するものであります。

第2項、医業外収益は、3億1,144万9,000円につきましては、他会計からの負担金と長期前受金戻り入れの収益等を計上するものであります。

第3項、附帯事業収益3,240万円につきましては、訪問看護ステーション収益を計上いたしております。

第4項、特別利益10万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用の予定額を9億8,122万1,000円とするものであります。

第1項、医業費用につきましては、病院事業の運営に要する経費といたしまして、9億4,139万9,000円を計上いたしております。

第2項、医業外費用につきましては、企業債等の利息及び雑損失の費用として522万1,000円を計上いたしております。

第3項、附帯事業費は、訪問看護等報酬交付金として3,240万円を計上いたしております。

第4項、特別損失20万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第5項、予備費につきましては、200万円を計上いたしております。

2ページに移りまして、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を2,636万1,000円とするものであります。

第1項、企業債につきましては、施設及び医療機器整備に係る企業債として2,170万円を計上しております。

第2項、他会計負担金につきましては、一般会計から負担金として466万円を計上しております。

第3項、補助金1,000円につきましては、座の設定といたしております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を3,250万2,000円とするものであります。

第1項、建設改良費につきましては、施設整備に係る工事請負費として375万円を計上しております。

第2項、固定資産購入費につきましては、医療機器購入費として1,943万2,000円を計上しております。

第3項、企業債償還金につきましては、932万円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額614万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金614万1,000円で補てんする予定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから総括質疑を行います。

新年度の予算につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、総括質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第13、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第23、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件は、予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第23、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてまでの以上11件は、予算常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24、令和3年請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する

請願書についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表、請願書の写しのとおりです。

本件については、鬼北町議会会議規則第92条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することとします。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日からの18日までの14日間、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から18日までの14日間は休会することに決定しました。

なお、3月19日は定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたのでお知らせします。

予算常任委員会は、3月8日、9日、いずれも午前9時から議場で開催されます。

続いて、総務産業建設常任委員会から委員会の審査日程について、総務産業建設常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたので、お知らせします。

総務産業建設常任委員会は、3月12日の午前9時30分から委員会室1で開催されます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長(福原良夫君)

起立。

礼。

(午後 0時26分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）